

令和4年第8回小国町教育委員会会議録

- 1 開催年月日 令和4年11月28日(月)
- 1 開催の場所 おぐに町民センター 303号室
- 1 開 会 11月28日 午後1時30分
- 1 閉 会 11月28日 午後2時30分
- 1 出席委員 教 育 長 村上悦郎君
教 育 委 員 木下勇児君
教 育 委 員 高村さつき君
教 育 委 員 石松愛子君
- 1 出席職員 事 務 局 長 久野由美君
事 務 局 次 長 後藤栄二君
(社会教育係長兼務)
文 化 振 興 係 長 山下弘子君
学 校 教 育 係 長 松本恵君

議事の経過（R 4.1 1.2 8）

教育長（村上悦郎君） おはようございます。ただいま、出席委員は委員4人です。定員数に達しておりますので、令和4年第8回小国町教育委員会会議を開催いたします。

（午後1時30分）

教育長（村上悦郎君） 議事日程につきましては、お手元に配布してあるとおりです。日程第1「会議録署名の指名について」は、小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定により、本日出席の教育委員全員及び会議録を調整する職員の署名とします。

日程第2「会期の決定について」 お諮りいたします。会期は本日1日といたしたいと思いますが、これに異議ありませんか。

教育委員（全員） はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって会期は本日1日と決定いたします。日程第3「教育長の報告について」、それでは私より4点について報告いたします。

- 1 第18回熊本県小・中学校情報教育研究大会に関する報告
- 2 学校行事の再開による児童生徒の活動状況の報告。小中学校修学旅行の報告
- 3 深刻な教職員の人手不足状況についての報告
- 4 教職員の人事異動に関する日程の見通し等についての報告

教育長（村上悦郎君） ただ今の教育長からの報告事項について、質問あるいはご意見等あれば、お願いします。なければ、次に移りたいと思います。

日程第4 教育委員会事務局からの報告について事務局からお願いします。

事務局長（久野由美君） 事務局から次の内容を報告する。

「小国町二十歳のつどい」（旧成人式）について。1月3日午前11時からおぐに町民センターで実施。成人年齢の18歳は大学入試時期で、旧成人式は地元を離れて久しぶりに同級生と会う良い機会となっていたことなどから、20歳の町民を対象に行うもの。改めて教育委員へ案内を送付。他の来賓案内は、昨年度同様縮小して行う予定。

教育長（村上悦郎君） ただ今の報告事項について、質問あるいはご意見等あれば、お願いします。なければ、ただいまから議事に入りたいと思います。

教育委員（木下勇児君） 20歳は何人くらいいますか。

事務局長（久野由美君） 該当者が63人で、今日現在の出席予定者が54人です。

教育長（村上悦郎君） この他質問あるいはご意見等あれば、お願いします。

それでは、ただいまから議事に入りたいと思います。日程第5 議案第1号 「小国町教育長の職務代理者の指名について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） 議案集をお願いします。議案第1号 小国町教育長の職務代理者の指名について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項の規定及び小国町教育委員会会議規則第2条の規定により、小国町教育長の職務代理者の指名を行うものとする。令和4年11月28日提出、小国町教育長村上悦郎です。

資料1をご覧ください。小国町教育長の職務代理者の指名につきましては、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第13条第2項、小国町教育委員会会議規則第2条の規定に基づき行われるものでございます。今回、新たに4名の委員の中からここで職務代理者の指名を教育長よりお願いするものです。教育長の職務代理者について説明させていただきます。一つ目としまして教育長は教育委員会の構成員となり、かつ代表者となることから、その代理は教育委員会の事務局職員の中からではなく委員の中から選任すること、二つ目は職務代理者が行う職務に具体的な事務の執行と、職務代理者が自ら事務局を指揮監督し事務執行が困難な場合には、同法第25条第4項に基づきその職務を教育委員会事務局職員に委任することが可能であること、三つ目が教育長の職務代理者である委員は、法律上、教育長の権限に属する一切の職務を行うものであるが、その場合でも教育長の身分に関する規定は適用されず服務については同法第12条が適用されるものであることとなっておりますので、非常勤でこれまでの委員さんとしての服務と変わりがないというものです。説明は以上です。

教育長（村上悦郎君） 木下委員、時松委員、石松委員につきましては、11月4日に議会での同意をいただき、同日渡邊町長より辞令を交付していただきました。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。

教育長（村上悦郎君） ご質問等がなければ私から教育長の職務代理者を指名させていただきます。木下委員にお願いをしたいと思っております。木下委員よろしいでしょうか。

教育委員（木下勇児君） よろしくお願ひします。

教育長（村上悦郎君） 異議ございませぬか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第1号「小国町教育長の職務代理者の指名について」は木下委員を指名することに決定しました。

続いて、日程第6 議案第2号「小国高等学校町営寄宿舍設置条例の提出のための意見聴取について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） 議案集をご覧ください。議案第2号 小国高等学校町営寄宿舍設置条例の提出のための意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により、小国高等学校町営寄宿舍設置条例の提出のための意見を聴取する。令和4年11月28日提出、小国町教育長 村上悦郎です。

右肩に赤で1と書いてある条例をご覧ください。説明は資料2「小国高等学校町営寄宿舍設置条例の提案理由」で行います。小国高等学校は町内唯一の公立の高等学校で、身近な高校として地元から多くの生徒が進学するとともに、地元には高校があることで高校在学中の保護者の経済的負担が大きく軽減されています。しかしながら、小国郷内でも少子化の影響から、ここ数年は1学年の学級数が1学級になり生徒数の確保が大きな課題となっています。一方で、連携型の中高一貫校である小国中学校の既設の寄宿舍「ほこすぎ寮」は、宮原の棕子原に平成10年12月に移転新築しました。寮の定員は、56名（男子32名、女子24名）で設置したものの、少子化や道路網整備等の影響もあり、現在は19名（男子7名、女子12名）の入舎にとどまり、主に2階部分の居室は空き部屋となっています。そこで、引き続き、小国高校の魅力化と永遠の発展の会を軸として進路や部活動など、小国高校の魅力化を図るとともに、さらにほこすぎ寮の空き部屋を小国高校の町営寄宿舍として有効活用することで、自宅から通学困難な小国郷外からの生徒をより多く迎えらるるよう町内での食と住宅の環境を整え、入学者数の確保を図るものです。資料2の裏面をご覧ください。小国高校入学者数推移と小国中学校寄宿舍入舎数推移はご覧の通りです。財産処分についてですが、補助事業等により取得した財産の処分制限期間は、建物構造が木造のため24年であり、小国中寮は令和5年3月31日で処分制限期間を満了します。次に、経費負担についてです。町の経費負担については、舎監の配置、兼務発令など県と協議を行いながら、町の新たな負担が発生しないよう進めています。寄宿舍居住費に対して交付される特別交付税については、従来どおり中学生の入舎数で算定されることを確認しています。なお、高校生の寮費については、過去の決算額から1人当りの経費を算出し、条例に45,000円で提案させていただきました。運営委員会などの細かな決まり事などについては、教育委

員会規則や寮則を定め管理運用を行いたいと考えています。また、中学生の入舎を優先することとしますが、現在のところ高校生の入舎定員として男女各8名の16名(男女各2部屋の4部屋分)を考えています。最後に、今後の経費についてです。現在の寄宿舎は建築後24年が経過し、特に機械・電気設備の老朽化が目立っています。生徒の居室は冷房設備がなく、暖房は重油を燃料とするボイラーで、温水を循環しファンコイルで温める方式です。また、お風呂などは重油を燃料とする蒸気ボイラーで、熱交換した温水をためる方式です。いずれもボイラーや配管の耐用年数が過ぎており、今後、設備等の改修を計画的に行う必要があります。改修の公立学校施設整備補助金については、中学校の寄宿舎分を面積按分し申請することを確認していますが、補助率の高い他の補助事業がないか精査する必要があります。なお、一般財源には過疎債が充当できるのではと考えています。以上の経緯理由から高校の町営寄宿舎を設置したく、条例の提案をさせていただくものです。ご審議よろしくお願ひします。

教育長(村上悦郎君) ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願ひします。

教育委員(木下勇児君) いくつか確認したいのですが、高校生は寮に入れる基準みたいなのはどうなっていますか。例えば中学生は自宅から学校までの距離が6km以上です。通学困難な場合、距離が短くても入寮できるのか。高校生の距離の適用範囲を考えると宮原の子が入れるというわけにはいかないだろうと思う。その辺を内規等である程度考えておられるのか。中学校の開設と同じ分を高校も開設という事で例えば土日は今寮はあいていません、夏休み冬休みの長期休業もあいてませんがその辺は今までの中学校と同じように高校生も利用してもらおうという考えなのか。経費の部分で熊本県とか県立学校からの支援とかが何か考えられるのか。まだ決まってしまうかもしれないが、あれば町としても助かるのではないかと思うのですが。そのあたりがわかればお知らせ頂ければと思います。

事務局長(久野由美君) まず距離については、規則で定めたいと考えていますが、今後教育委員会会議で提案することになります。考えている案としましては、30kmを超える通学困難な生徒を考えています。2点目の土日等の寮については、中学生と同じように土日長期休業中は利用できないと考えています。3点目の県からの支援については、県の方にも高校を通じてお願ひをさせていただいていますが、県からの費用というのはできないのではないかとことです。あとは高校の魅力化の補助金の中で高校の先生方の日直手当を考慮しておられます。

教育委員(木下勇児君) 宿日直というと、泊まりの手当てですか。

事務局長(久野由美君) 泊まりではなく、夕食又は朝食を一緒に食べて、生徒の様

子を見ていただき、管理監督をお願いするものです。

教育委員（木下勇児君） 負担金も11カ月分で考えているものですか。

事務局長（久野由美君） 今のところは12カ月で、考えています。

教育委員（木下勇児君） 8月はほとんど泊まらないと思いますが、トータル分を月々で払ってもらおうということですか？

事務局長（久野由美君） はい。

教育委員（木下勇児君） これと同じようなことを取り組んでいるところの事例はありませんか。

事務局長（久野由美君） 今のところ、中学校の寮と併設しているところは確認していません。

教育長（村上悦郎君） 県立ではないですね。

教育委員（木下勇児君） 45,000円は確かに人数が減ってきているので割高にはなるので、45,000円はどうかのかなという感じも受けました。高いなと思いました。

事務局長（久野由美君） 高校の寮費を見てみると、土日もあって長期休業中もあって40,000円とか50,000円というところですよ。

教育委員（高村さつき君） 高校はお弁当が必要ですが、そこはどうなっていますか。購買で買う感じですか。

事務局長（久野由美君） そうです。高校の校長先生の話では、弁当は購入ができるとの事でした。

教育長（村上悦郎君） 寄宿舍管理運営規則はどうなっていますか。

事務局長（久野由美君） この次の教育委員会会議で提案したいと考えています。

教育長（村上悦郎君） 45,000円の金額を関係者の方にも確認してもらっているところです。寄宿舍管理運営規則作成時に詳しく決めていきたいと思います。赤字を出してもいけないというところでご理解をいただきたいと思います。

教育委員（木下勇児君） 今の時点で30kmというと小国町に住んでいない子が小国高校に来た場合を想定になると思うのですが、これで入ろうかなという子は、希望として何人かいるというところで、この条例はスタートしたのですか。いないけど受け入れができるように条例整備ということですか。

事務局長（久野由美君） 高校からの要望がありまして、条例整備となりました。

教育委員（木下勇児君） 高校としては広く集めようという中でそういうのがあればということですか。

事務局長（久野由美君） はい。

教育長（村上悦郎君） よろしいですか。その他ご質問等ございませんか。それでは採決に入ります。議案第2号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第2号「小国高等学校町営寄宿舎設置条例の提出のための意見聴取について」は原案のとおりとすることに決定しました。

続いて、日程第7 議案第3号「小国町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） 議案集をご覧ください。議案第3号小国町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定及び教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、小国町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出する。令和4年11月28日提出、小国町教育長村上悦郎です。

右肩に赤で2と書いてある改正本文と資料3の新旧対照表をご覧ください。説明は、資料4小国町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則の概要で行います。この規則は、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第33条の規定に基づき、小国町立小・中学校の管理運営の基本的事項に関し定めているものです。規則改正の背景ですが、コロナ禍の中多くの学校行事が延期、中止された中、その目的の再確認と感染防止の視点を踏まえた移行が必要となり、働き方改革の推進という視点から、通知表の回数減に取り組む自治体も増えている状況です。3学期制の課題として「学期のまとまりが小さく、新しい感染症や災害に対して行事調整が困難」「長期休業中の学習活動についての評価のフィードバックが難しく、学び

の1年間を通じた連続性が成立しにくい」「時数の少ない教科等が増えており、総合的な評価を行うことに困難さがある」などがあげられます。そういった中で、2学期制の提案理由として、長期休業期間中の学習に対して計画と評価を行い、その後の学校生活に結びつけ学びの連続性を成立させたり、学期の枠が大きくなることから行事調整や小中連携が容易になるなど、3学期制の課題を解消するものです。具体的には、学期及び休業日について表にまとめています。学期及び休業日は、改正後、学期は前期が4/1～秋季休業日、後期は秋季休業日の翌日～3/31。夏季休業日は7/21～8/25の5週間、秋季休業日が10月第2月曜日（スポーツの日）の翌日及び翌々日です。秋季休業日は、具体的には、来年度の場合、10/10（火）と10/11（水）が秋季休業日で、土日祝の3日間とあわせると、10/7（土）～11（水）の5日間が休みとなります。秋季休業日を取る事で、9月から12月の長い期間の中で気分の刷新を図ることができるメリットがあります。資料3の新旧対照表に戻ります。第8条では「教育課程の編成」として、基準に等を加えているのは、特例校のためです。第11条と第17条は現状に合わせたもので、第26条は漢字の修正を行うものです。なお、今年度1年間を通して、校長会、学校運営協議会、総合教育会議で協議や説明を実施してまいりました。附則で施行日は公布の日から施行する。ただし、第3条及び第4条の改正規定は、令和5年4月1日から適用するものです。説明は以上です。ご審議よろしくをお願いします。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。

教育長（村上悦郎君） それでは採決に入ります。議案第3号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第3号「小国町立小・中学校管理規則の一部を改正する規則について」は原案のとおりとすることに決定しました。続いて、日程第8 議案第4号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局（久野由美君） 議案集をご覧ください。議案第4号 独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則について 地方教育行政の組織及び運営に関する法律第15条第1項の規定及び教育長に対する事務委任規則第1条第11号の規定により、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則を別紙のとおり提出す

る。令和4年11月28日提出 小国町教育長村上悦郎です。

右肩に赤で3と書いてある改正本文をご覧ください。まず、独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の概要について説明します。以降、振興センターと略します。小国町教育委員会では、児童生徒の不慮の災害に備え、以前より振興センターと災害共済給付契約を結んでいます。この災害給付は学校管理下において児童生徒が災害に遭った場合、その治療費や見舞金の給付を保護者に行う制度で保護者の同意のもとに加入しているものです。災害の種類は負傷、疾病、障害、死亡となっており、それぞれの内容によって給付金額が定められています。令和4年度の一般の掛金は年額920円で、保護者が500円、町が残りの420円を負担しています。一方、就学援助を受けている児童生徒の掛金は、第3条で免除としていますが、掛金は40円で、保護者が負担する掛け金は20円です。徴収金が20円であることと、経済的理由により免除していることを規則で定める必要があると、振興センターからの指摘を受け、今回の提案となったものです。附則で施行日は令和4年4月1日とするものです。説明は以上です。ご審議よろしく申し上げます。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、お願いします。ありませんか。

（「はい。」と呼ぶ者あり。）

教育長（村上悦郎君） それでは採決に入ります。議案第4号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第4号「独立行政法人日本スポーツ振興センター共済掛金の徴収に関する規則の一部を改正する規則について」は原案のとおりとすることに決定しました。続いて、日程第9 議案第5号「令和4年度小国町一般会計補正予算（第8号）の教育に関する事務に係る部分の意見聴取について」を議題とします。事務局からの説明を求めます。

事務局長（久野由美君） 議案集をご覧ください。議案第5号令和4年度小国町一般会計補正予算（第8号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第29条の規定及び教育長に対する事務委任規則第1条第12号の規定により、別紙について、令和4年度小国町一般会計補正予算（第8号）の教育に関する事務に係る部分の予算提出のための意見を聴取する。令和4年11月28日提出 小国町教育長村上悦郎です。

右肩に赤で4と書いてある、令和4年度小国町一般会計補正予算第8号をご覧ください。表紙第1表歳出予算補正で、教育総務費を15万円、小学校費を82万円、

中学校費 1 1 4 万 7 千円、社会教育費 3 4 6 万円、保健体育費を 3 0 0 万円、増額し、教育費の総額が 3 億 7,8 8 7 万円となるものです。

裏面をご覧ください。下の段の歳出から説明します。教育総務費 2 事務局費と、小学校費 1 学校管理費の報酬、次の 3 ページの中学校費 1 学校管理費の報酬、4 ページ社会教育費の一番下の 7 坂本善三美術館費は、職員及び会計年度任用職員の人件費の改定が 4 月 1 日にさかのぼって行われる事による補正となっています。3 ページ中学校費の一番下の、3 寄宿舍居住費の社会保険料もそれにとまなうもので、増額補正をお願いするものです。財源は一般財源です。次に、2 ページに戻って、小学校費 1 学校管理費の光熱水費 8 0 万円と、4 ページ保健体育費 2 体育施設費の光熱水費 1 0 0 万円と一つ飛んで給食センター費の光熱水費 1 7 0 万円は、価格高騰による電気代増に伴う増額補正をお願いするものです。財源は一般財源です。1 ページ戻って 3 ページをご覧ください。中学校費学校管理費の下の段、修繕費 7 0 万円の増額です。これは、9 月 1 8、1 9 日の台風 1 4 号により小国中学校体育館のガラス 3 枚が破損し、緊急な修繕が必要となったものです。財源は公有建物災害共済金と残りは一般財源です。その下の教育振興費の扶助費 3 0 万 7 千円の増額です。就学援助対象者が当初予算編成時の見込みより増えた事と、入学準備金の国の要保護支給単価が上がった事による増額補正をお願いするものです。財源は一般財源です。次に、社会教育費 1 社会教育総務費の 1 8 負担金補助及び交付金 3 0 0 万円の増額です。これは、宮原上町の鏡ヶ池の鏡の複製を作るための製作費の補助金です。鏡ヶ池の銅の鏡、銅鏡の復元については、鏡ヶ池の管理に関わっている地域住民や鏡ヶ池に関心を持つ方々が以前からの望まれていましたが、復元に至るまでには経費面での課題もあり話が進んでいませんでした。今回、ご寄付をいただくこととなり復元に向けての話が現実的なものとなったものです。現在、鏡ヶ池の銅鏡は 1 2 枚のうち 1 枚が現存し地域で管理されています。今回復元するのは 1 2 枚のうち現存のものも含めて 7 枚の写真が残されているため、7 枚の銅鏡を写真から鋳型を制作し復元するものです。今年度は銅鏡の材料購入と試作を行い、次年度に制作する計画です。今後の銅鏡の活用や保存・管理方法は寄附者と地元住民、今回の復元に向けて地元住民で組織された鏡ヶ池保存会と、町とで協議していくことになっています。財源は銅鏡製作のための目的寄附金です。次に、下の段の 4 文化財保護費の修繕費 2 5 万円の増額です。これは、国登録有形文化財の幸野川橋梁下の旧町道側の落石防止のためネットを張り替えるものです。旧町道側は、防護ネットにより落下防止対策を講じて経過観察を行っていましたが、ネットの劣化により落石の危険がある事が判明しました。県道ができ通常の通行はありませんが、自宅に入るために旧町道を通る必要があるため、応急対策として、安全のため早急に対応できるよう増額補正をお願いするものです。財源は一般財源です。次にその下の段、5 交流多目的施設費の費用弁償 1 万円は、会計年度任用職員通勤費が、当初見込みより増えたため増額補正をお願いするものです。財源は一般財源です。次に、その下の段、6 保健体育費の 3 給食センター費の職員手当等 3 0 万円の増額は、調理員時間外勤務が栄養士不在時に増えて足りなくなったため増額補正をお願いするものです。財

源は一般財源です。続いて歳入をお願いします。1ページをご覧ください。寄附金1一般寄附金300万円は、先ほど歳出で説明しました、銅鏡製作のための目的寄附金です。社会教育総務費の負担金補助及び交付金に充当します。下の段の、雑入34万2千円は、同じく歳出で説明しました公有建物災害共済金で中学校費の修繕費に充当します。以上で補正予算の説明を終わります。ご審議方よろしくをお願いします。

教育長（村上悦郎君） ただ今の事務局からの説明について、質問あるいはご意見等があれば、をお願いします。ありませんか。

（「はい。」と呼ぶ者あり。）

教育長（村上悦郎君） なければ採決に入ります。議案第5号について原案のとおり決することにご異議ございませんか。

教育委員全員 はい。

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって議案第5号 令和4年度小国町一般会計補正予算（第8号）の教育に関する事務に係る部分の提出のための意見聴取については原案のとおりとすることに決定しました。日程第7 その他となっていますが、委員の皆様からあるいは事務局の方から何かあればをお願いします。

事務局長（久野由美君） 事務局の方から3点報告させていただきます。

1点目は、教育委員会事務局要綱等の改正報告です。資料6をご覧ください。

小国町教育委員会事務局職員時間外勤務取扱要領の一部改正、小国町の職員の時間外勤務取扱要領の一部改正によるもので、事務を効率化するための電子データによる時間外勤務伺の追加及び、文言の相違を改正するものです。

2点目は児童生徒等の表彰についてです。資料7小国町児童・生徒等表彰推薦者名簿をご覧ください。県主催の大会等において最優秀賞（優勝）された小国中学校生徒についてですが、小国町児童・生徒等表彰規則第2条第2項で表彰の該当となっています。一番下の善行表彰については、同規則第2条第5項で、教育委員会において表彰することが妥当と認めた者との規定となっています。一番下の段の善行活動の推薦で、自主的な川清掃ボランティアを長期間おこなったものです。

3点目は配布物の案内です。資料8が小国町教育努力目標、小国町教育大綱、令和4年度総合教育会議資料、資料9と資料10が教育委員会関係の名簿です。その他時報市町村教委、エデュニュース、教育情報誌東研情報、体育と保健の広場、それから11月に任命された委員さんに小中学校の学校経営案を配布しております。

教育長（村上悦郎君） 事務局からの報告の中で「児童生徒等表彰について」がありま

した。清掃活動を行った生徒への表彰は、認めることに決することにご異議ございませんか。

教委委員全員 はい

教育長（村上悦郎君） 異議なしと認めます。よって児童生徒等表彰については推薦者名簿のとおりとすることに決定しました。

教育長（村上悦郎君） その他に何かございませんか。なければ、閉会したいと思います。ご審議ありがとうございました。これをもちまして、令和4年第8回小国町教育委員会会議を閉会いたします。お疲れ様でした。

（午後2時30分）

小国町教育委員会会議規則第19条第2項の規定によりここに署名する。

令和4年11月28日

小国町教育委員会 教 育 長

教 育 委 員

教 育 委 員

教 育 委 員

事 務 局 長